ネルギー発電事業を行うこと。	
発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。【２０ｋＷ未満の太陽光発電設備を除く】	□
安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	□
この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。	□
接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	□
再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
当該太陽光発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも３０％について、当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。	□
この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	□
認定申請時に建築物の工事が完了していない場合は、運転開始までに、検査済証の写し、建物の登記事項証明書及び工事計画（変更）届出書（対象となる規模に限る。）の写しを提出すること。また、運転開始までに、使用前自己確認結果届出書の写し（対象となる規模に限る。）及び太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真を提出すること。【屋根設置太陽光発電設備の場合のみ】	□
発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電設備の場合のみ】	□

添付書類（注２８）

書類の種類	添付の有無	変更後書類名	変更理由	備考
①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、又は戸籍抄本のいずれか（法人にあっては、法人登記簿謄本）（注２９）	□有 □無			
②印鑑証明書（注２９）	□有 □無			
③発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注２９）	□有 □無			
④土地の取得を証する書類等（注３０）	□有 □無			
⑤建物所有者の同意書（屋根設置太陽光発電設備のみ）	□有 □無			
⑥検査済証の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３２）（注３３）	□有 □無			
⑦建物の登記事項証明書（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３２）	□有 □無			
⑧工事計画届出書又は使用前自己確認結果届出書の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３４）	□有 □無			
⑨太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す図面及び写真（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３５）	□有 □無			
⑩発電設備の内容を証する書類（注３６）	□有 □無			
⑪構造図	□有 □無			
⑫配線図	□有 □無			
⑬接続の同意を証する書類の写し（注３７）	□有 □無			
⑭最大受電電力を証する書類（注３１）	□有 □無			